

# 中間財務諸表

## ■ 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第86期中 (平成18年9月30日)	第87期中 (平成19年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	9,551	8,039
コールローン	12,500	25,700
買入金銭債権	158	66
商品有価証券	182	171
有価証券	70,601	72,629
貸出金	287,909	298,180
外国為替	45	133
その他資産	1,010	1,096
有形固定資産	11,718	11,605
無形固定資産	262	196
繰延税金資産	598	752
支払承諾見返	554	605
貸倒引当金	△3,710	△3,142
資産の部合計	391,383	416,035
(負債の部)		
預金	360,482	383,569
譲渡性預金	3,305	5,114
外国為替	—	0
その他負債	1,616	1,703
退職給付引当金	1,263	876
役員退職慰労引当金	—	199
睡眠預金払戻損失引当金	—	76
再評価に係る繰延税金負債	2,674	2,653
支払承諾	554	605
負債の部合計	369,897	394,830
(純資産の部)		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203
利益剰余金	11,893	12,286
利益準備金	1,396	1,396
その他利益剰余金	10,496	10,890
固定資産圧縮積立金	497	491
別途積立金	9,075	9,575
繰越利益剰余金	924	823
自己株式	△49	△55
(株主資本合計)	(15,547)	(15,934)
その他有価証券評価差額金	2,086	1,397
土地再評価差額金	3,852	3,872
(評価・換算差額等合計)	(5,938)	(5,270)
純資産の部合計	21,486	21,205
負債及び純資産の部合計	391,383	416,035

## ■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第86期中 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	第87期中 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
経常収益	4,910	5,392
資金運用収益	4,470	4,939
(うち貸出金利息)	(3,915)	(4,228)
(うち有価証券利息配当金)	(542)	(653)
役務取引等収益	373	387
その他業務収益	4	2
その他経常収益	61	62
経常費用	4,056	4,359
資金調達費用	153	551
(うち預金利息)	(152)	(546)
役務取引等費用	369	387
営業経費	3,126	3,166
その他経常費用	407	254
経常利益	853	1,033
特別利益	151	89
特別損失	35	263
税引前中間純利益	969	858
法人税、住民税及び事業税	340	56
法人税等還付金	△275	—
法人税等調整額	264	248
中間純利益	641	553

(注) 前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

## ■ 中間株主資本等変動計算書

第86期中（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成18年3月31日残高	2,500	1,203	1,396	501	8,575	828	11,300	△44	14,960	2,651	3,886	6,537	21,497
中間会計期間中の変動額													
剰余金の配当(注)						△68	△68		△68				△68
役員賞与(注)						△14	△14		△14				△14
中間純利益						641	641		641				641
自己株式の取得								△5	△5				△5
自己株式の処分						△0	△0	0	0				0
土地再評価差額金の取崩						33	33		33				33
固定資産圧縮積立金の取崩(注)				△4		4							
別途積立金の積立(注)					500	△500							
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										△565	△33	△599	△599
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	△4	500	96	592	△5	587	△565	△33	△599	△11
平成18年9月30日残高	2,500	1,203	1,396	497	9,075	924	11,893	△49	15,547	2,086	3,852	5,938	21,486

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第87期中（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成19年3月31日残高	2,500	1,203	1,396	493	9,075	836	11,801	△51	15,454	3,101	3,872	6,974	22,428
中間会計期間中の変動額													
剰余金の配当(注)						△68	△68		△68				△68
中間純利益						553	553		553				553
自己株式の取得								△4	△4				△4
自己株式の処分						△0	△0	0	0				0
固定資産圧縮積立金の取崩				△1		1							
別途積立金の積立(注)					500	△500							
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										△1,703	-	△1,703	△1,703
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	△1	500	△12	485	△4	480	△1,703	-	△1,703	△1,223
平成19年9月30日残高	2,500	1,203	1,396	491	9,575	823	12,286	△55	15,934	1,397	3,872	5,270	21,205

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

## ■ 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	第86期中 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	第87期中 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	969	858
減価償却費	175	177
貸倒引当金の増加額	△579	△782
退職給付引当金の増加額	△179	△210
役員退職慰労引当金の増加額	—	199
睡眠預金払戻損失引当金の増加額	—	76
資金運用収益	△4,470	△4,939
資金調達費用	153	551
有価証券関係損益(△)	388	117
為替差損益(△)	1	0
固定資産処分損益(△)	35	12
貸出金の純増(△)減	△338	△4,897
預金の純増減(△)	△2,127	5,408
譲渡性預金の純増減(△)	2,305	3,244
預け金(預け入期間3ヶ月超)の純増(△)減	△501	5,000
コールローン等の純増(△)減	△12,459	△25,649
外国為替(資産)の純増(△)減	15	△23
外国為替(負債)の純増減(△)	△0	0
資金運用による収入	4,489	5,021
資金調達による支出	△132	△541
その他	146	126
<b>小計</b>	<b>△12,110</b>	<b>△16,249</b>
法人税等の還付額	275	—
法人税等の支払額	△765	△174
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△12,599</b>	<b>△16,424</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△3,498	△7,267
有価証券の売却による収入	41	—
有価証券の償還による収入	2,361	5,059
有形固定資産の取得による支出	△77	△82
有形固定資産の売却による収入	32	—
無形固定資産の取得による支出	△104	△6
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,244</b>	<b>△2,297</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金支払額	△68	△68
自己株式の取得による支出	△5	△4
自己株式の売却による収入	—	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△73</b>	<b>△72</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△1</b>	<b>△0</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増減(△)額</b>	<b>△13,918</b>	<b>△18,794</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>22,238</b>	<b>25,602</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	<b>8,319</b>	<b>6,808</b>

## ● 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 第87期中(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. テリパティブ取引の評価基準及び評価方法

テリパティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:6年~50年

動産:3年~20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は23百万円、特別損失は176百万円それぞれ増加し、経常利益は23百万円、税引前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は2百万円、特別損失は74百万円それぞれ増加し、経常利益は2百万円、税引前中間純利益は76百万円それぞれ減少しております。

### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

## ● 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

第87期中(平成19年9月30日)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は653百万円、延滞債権額は7,847百万円でありま  
す。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることそ  
の他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利  
息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸  
出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3  
号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で  
あります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経  
営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金  
であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月  
以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,439百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、  
金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな  
る取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しな  
いものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計  
額は11,941百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の  
取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引とし  
て処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)  
担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、  
12,530百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 203百万円  
預け金 4百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 345百万円  
上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,596百万円を  
差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は4百万円あります。  
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及  
び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき  
金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替  
はありません。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の  
申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度  
額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行  
残高は、20,531百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが  
15,701百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実  
行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものでは  
ありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当  
の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を  
することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じ  
て不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手  
続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等  
を講じております。

- 有形固定資産の減価償却累計額  
5,323百万円

- 有形固定資産の圧縮記帳額  
165百万円(当中間期圧縮記帳額—百万円)

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事  
業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を  
「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地  
再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日  
平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第  
2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第  
16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するた  
めに国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行っ  
て算定する方法に基づいて算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期末における  
時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
3,357百万円

### (中間損益計算書関係)

第87期中(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

- 減価償却実施額は下記のとおりであります。  
有形固定資産 135百万円  
無形固定資産 42百万円
- その他経常費用には、債権売却損125百万円、株式等償却112百万円及び睡眠預  
金払戻損失引当金繰入額2百万円を含んでおります。
- 特別利益は、貸倒引当金戻入益89百万円あります。
- 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額176百万円及び睡眠預金払戻損失引当  
金繰入額74百万円を含んでおります。

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第87期中(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	104	10	1	113	(注)
合 計	104	10	1	113	

(注)自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求による  
ものであります。

### 2. 配当に関する事項

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月28日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間  
の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 11月27日 取締役会	普通株式	68	その他 利益 剰余金	2.50	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

### (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第87期中(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在(単位:百万円)	
現金預け金勘定	8,039
定期預け金 (預入期間3ヵ月起)	△1,231
現金及び現金同等物	6,808

(リース取引関係)

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間  
 会計期間末残高相当額  
 取得価額相当額

動産	175百万円
合計	175百万円

減価償却累計額相当額

動産	104百万円
合計	104百万円

減損損失累計額相当額

動産	—百万円
合計	—百万円

中間会計期間末残高相当額

動産	70百万円
合計	70百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	29百万円
1年超	45百万円
合計	75百万円

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 —百万円

・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支  
 払利息相当額及び減損損失

支払リース料	21百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円
減価償却費相当額	20百万円
支払利息相当額	1百万円
減損損失	—百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配  
 分方法については、利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引・未経過リース料

1年内	2百万円
1年超	4百万円
合計	7百万円

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(持分法損益等)

当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当はありません。

(1株当たり情報)

		第87期中 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
1株当たり純資産額	円	777.94
1株当たり中間純利益	円	20.29

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		第87期中 (平成19年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	21,205
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	21,205
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	千株	27,258

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		第87期中 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
1株当たり中間純利益		
中間純利益	百万円	553
普通株式主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	553
普通株式の期中平均株式数	千株	27,262

3.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので  
 記載してありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。